

## 一般社団法人 吸入療法アカデミー会員規定

### 第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人吸入療法アカデミー（以下「本法人」という。）定款（以下「定款」という。）第6条より第11条までの規定に基づき、本法人の一般会員および認定会員資格等について必要な事項を定める。

### 第2条 (一般会員)

定款第6条第2号に規定する一般会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員は、本法人の目的に賛同して入会を希望する個人で、医師、薬剤師、看護師などの医療職、ならびに製薬会社や介護福祉関係者も対象となる。
- (2) 一般会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員には該当せず、社員総会及び、臨時社員総会における議決権を有しない。
- (3) 一般会員として、入会しようとする者は、本法人ホームページ内にある入会フォームを用い、最新かつ虚偽のない正確な情報を以て申請する。
- (4) 一般会員は、入会時の入会金の負担は無い。
- (5) 一般会員は、入会時に年会費 2000 円 (税込)を支払い、その際の振込手数料は入会者本人の負担とする。会員資格は入会者本人からの退会申請が無い限り、1年ごとに自動更新され、更新前月末までに、年会費 2000 円 (税込)を遅滞なく前納する。一旦払われた費用はその理由の如何に関わらず、返金しない。指定期日を超えても未納の場合は、納付期限を付して催告する。催告時に提示した納付期限内に納入されない場合は、納付期日からの延滞割増金を徴収することができる。
- (6) 入会時に自動割り当てされる会員専用パスワードは会員自らが変更できる。パスワードは会員個人が責任を以て管理し、第三者への譲渡・漏洩を禁ずる。
- (7) 会員情報の記載内容に変更が生じた際には、会員自身がマイページにアクセスし、記載内容の変更を遅滞なく行い、常に最新情報に更新する。
- (8) 一般会員は、本法人ホームページ内のパスワード管理される会員専用ページにアクセスでき、著作権を有する吸入療法関連動画や吸入指導時に用いる書式セットなどのコンテンツを、会員資格を有する期間内に限り利用でき、退会後は使用できない。これらのコンテンツはいずれも知的財産権を有する著作物であり、許可なく複製、転載、改変、無断使用することは著作権侵害となり禁ずる。
- (9) 会員が本法人と関係する講習会等で、これらのコンテンツを使用する際には、事前に著作権を有する代表理事の承認を得なければならない。また、本法人と無関係な他団体の会合や講習会等で、これらコンテンツの使用は原則できない。
- (10) 一般会員は、本法人主催の吸入療法関連の講習会に、会員特別価格で参加す

ることができる。参加費用は講習会ごとに別途定められる。

- (1 1) 一般会員は、本法人が主催する講習会の中で、特別に指定される講習会を受講すると、吸入指導ナビゲーターの資格が付与される。このナビゲーター資格は、一般会員資格が継続される限り、自動更新される。
- (1 2) 一般会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第 10 条及び、定款第 11 条により、その資格を喪失し、支払われた会費等は一切返金されない。年会費等未納の費用は退会後も支払い義務があり、請求する。
  - ① 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
  - ② 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - ③ その他除名すべき正当な事由があると、代表理事又は理事会が判断したとき。
  - ④ 定款第 8 条の支払いの義務を 1 年以上履行しなかったとき。
  - ⑤ 総社員が同意したとき。
  - ⑥ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  - ⑦ 死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき
  - ⑧ 本法人が解散若しくは破産したとき。

### 第 3 条 （認定会員）

- (1) 認定会員の資格は一般会員資格を基礎とし、別途定める規定以外の諸規定は一般会員に順ずる。
- (2) 薬剤師及び看護師は、一般会員として入会后、当法人指定の認定吸入指導薬剤師・認定吸入指導看護師新規取得用の特別講習会の全時間を受講修了後、認定試験の合格することで、認定吸入指導薬剤師・認定吸入指導看護師の資格を取得できる。
- (3) 新規取得用の特別講習会申込時に、15000 円（税込）を前納し、その際の振込手数料は入会者本人の負担とする。一旦払われた費用はその理由の如何に関わらず、返金しない。
- (4) 認定吸入指導薬剤師・看護師試験に不合格だった者は、吸入指導ナビゲーターの資格が付与され、この資格は一般会員期間中継続される。
- (5) 認定吸入指導薬剤師・看護師の認定資格は、取得後 3 年間保持され、認定期間内に講演会聴講などで発行する単位を以て、3 年毎に更新する。単位取得方法と講習会ごとの単位数は別途定める。
- (6) 認定吸入指導薬剤師・看護師は 3 年間で規定の単位数を取得後、更新費用 15000 円（税込）を更新前月末までに前納する。その際の更新費の中に 3 年分の年会費が含まれる。振込手数料は入会者本人の負担とする。一旦払われた費用はその理由の如何に関わらず、返金しない。指定期日を超えても未納の場合は、納付期限を付して催告する。催告時に提示した納付期限内に納入されない場合は、納付期日からの延滞割増金を徴収することができる。
- (7) 認定吸入指導薬剤師・看護師に発行される認定シールは、施設内の患者が容易

に見られる場所に掲示することとする。

- (8) 一般会員資格はそのまま保持され、本法人ホームページ内のパスワード管理される会員専用ページにアクセスでき、著作権を有する吸入療法関連動画や吸入指導時に用いる書式セットなどのコンテンツを、会員資格を有する期間内に限り利用でき、退会後は使用できない。これらコンテンツはいずれも知的財産権を有する著作物であり、許可なく複製、転載、改変、無断使用することは著作権侵害となり禁ずる。会員が本法人と関係する講習会等で、これらコンテンツを使用する際には、事前に著作権を有する代表理事の承認を得なければならない。また、本法人と無関係な他団体の会合や講習会等で、これらコンテンツの使用は原則できない。
- (9) 一般会員と同様に、本法人主催の吸入療法関連の講習会に、会員特別価格で参加することができる。参加費用は講習会ごとに別途定められる。
- (10) 認定吸入指導薬剤師・看護師は、一般会員と同様の会員専用ページを利用できるほか、過去の講習会等のアーカイブ映像を追加費用の負担なく、いつでも視聴可能となる。コンテンツはアーカイブ会員と同一となる。
- (11) 認定吸入指導薬剤師・看護師は、本法人開発のインターネットクラウドシステムを用いた、すい吸い連携ネット（すいれんネット）を追加費用の負担なく、いつでも利用可能となる。すいれんネットにより、リアルタイムの双方向医療連携の構築が可能となる。
- (12) 認定吸入指導薬剤師・看護師が次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第10条及び第11条により、一般会員資格と同時に喪失し、支払われた会費等は一切返金されない。年会費等未納の費用は退会後も支払い義務があり、請求する。
- ① 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
  - ② 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - ③ その他除名すべき正当な事由があると、代表理事又は理事会が判断したとき。
  - ④ 定款第8条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
  - ⑤ 総社員が同意したとき。
  - ⑥ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  - ⑦ 死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき
  - ⑧ 本法人が解散若しくは破産したとき。

### 第3条（アーカイブ会員）

- (1) 一般会員で希望者は追加費用を支払うと、1年間のアーカイブ会員となり、過去の講習会などの映像をいつでも何回でも視聴できるようになる。アーカイブ会員申込時に、5000円（税込）を前納し、その際の振込手数料は入会者本人の負担とする。一旦払われた費用はその理由の如何に関わらず、返金しない。
- (2) 認定会員の場合は、視聴できるコンテンツはアーカイブ会員と同一となるため、

新たにアーカイブ会員資格を申し込む必要はない。

- (3) 本コンテンツは会員資格を有する期間内に限り利用でき、退会後は使用できない。これらのコンテンツはいずれも知的財産権を有する著作物であり、許可なく複製、転載、改変、無断使用することは著作権侵害となり禁ずる。会員が本法人と関係する講習会等で、これらのコンテンツを使用する際には、事前に著作権を有する代表理事の承認を得なければならない。また、本法人と無関係な他団体の会合や講習会等で、これらコンテンツの使用は原則できない。

#### 第4条（退会事由及び手続）

- (1) 定款第9条の規定により退会する場合は、会員は別紙「第4号様式」を本法人代表理事に提出するものとする。
- (2) 会員資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。会員資格喪失に際し既に納入した年会費、教材費及びその他の関連費用等は一切返金しない。
- (3) 定款第10条の規定により除名された際には、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。

#### 第5条（改正）

この規程の改正は、理事会の決議により行う。

#### 附 則

- (1) この規程の施行に関し、必要な事項は別に細則として定める。
- (2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年11月28日）から施行する。
- (3) 新規会員管理システム導入にあたり、一般会員とともに、認定会員・アーカイブ会員を新たに会員規定内に定め、令和3年9月より施行する。

【一般社団法人吸入療法アカデミー本部住所】

〒509-6134 岐阜県瑞浪市松ヶ瀬町1丁目15-1

TEL: 0572-67-2122

FAX: 0572-67-2277

ホームページ: <http://aims.global/>

別紙「第4号様式」

一般社団法人吸入療法アカデミー 退会申込書

一般社団法人吸入療法アカデミー代表理事殿

私は、一般社団法人吸入療法アカデミーの退会を希望しますので、定款第9条の規定により退会申込書を提出します。なお、退会に際しては、下記のことを承諾致します。

- 1) 納入した入会金、年会費、教材費及び、その他関連費用等の一切の会費は返還されないこと。支払いが完了していない会費は、退会までに全額支払い、うこと。
- 2) 会員資格を喪失後、会員名簿からの登録削除されること。
- 3) 本法人としての資格称号を前歴としても使用することはできないこと。
- 4) 認定を受けた認定吸入指導薬剤師シール等は、速やかに撤去すること。

西暦 年 月 日

会員区分 (いずれかに○) : 一般会員 ・ 認定会員

氏 名 : \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日 ( 歳 )

所属施設名 \_\_\_\_\_

同 施設住所 〒 \_\_\_\_\_

同 TEL 番号 : \_\_\_\_\_ FAX 番号 : \_\_\_\_\_

E-mail : \_\_\_\_\_

=====

FAX 返信先 : 0572-67-2277

一般社団法人吸入療法アカデミー本部 (東濃中央クリニック内)